

2015年12月24日

一般社団法人 日本金地金流通協会  
会員各位

一般社団法人 日本金地金流通協会  
専務理事 須江 米夫  
TEL : 03-5207-5371

### 海外からの持ち込み地金の買取等に関するご注意

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協会にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、消費税が8%に引き上げられて以降、消費税に関わる違法行為が増加していると税関より当協会に報告がありました。

- ① 金及びプラチナ地金を海外にて無税で購入し、税関で税を申告せずに国内に持ち込み、国内にて地金売却して消費税相当の利益を得る違法行為
- ② 国内にて免税にて金及びプラチナ地金を購入し、それを国内で売却し、消費税相当の利益を得る違法行為

当協会では従前から不正取引の防止に努めてまいりましたが、引き続き本人確認の徹底と海外から持込んだ地金を買取の際及び地金の免税取引には、あらためて下記ご対応の強化徹底をお願いします。

敬具

#### 記

#### 1. 本人確認の徹底について

200万円以下の買取の場合も古物営業法に準じて、本人確認を実施してください。これは、金額に関わらず、すべての買取に際し実施してください。

#### 2. 個人が海外から輸入した金地金の買取について

地金が海外ブランドの場合、購入先や購入時期・売却理由などをお尋ねして、海外から持込んだ地金の場合は、正規の輸入手続き・消費税の支払を証明する「納税告知書・領収証書」の提示を受けてください。

※（参考資料）「納税告知書・領収証書」のサンプルをご覧ください。

#### 3. 金地金などの輸出免税について

輸出免税を悪用し、免税で金地金を購入し海外に持ち出さずに国内で売却して不正に消費税を利益として受け取る犯罪が起きております。当協会としては、輸出免税は、「通常生活の用に供する物品」が対象となりますので、そもそも金地金のような資産向け商品はそれに含まれないのではないかと考えますが、新聞報道によると財務省で明確に免税対象外にする予定とのことです。

#### 4. 「疑わしい取引」の報告について

犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定される「疑わしい取引」に該当すると判断される場合、経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課への報告を実施してください。

「疑わしい取引」の事例は多々ありますが、一部を挙げますと次のような事例となります。

- ・同一人物、企業が短期間のうちに多くの貴金属の売買を行う場合。
- ・顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入または売却を行う場合。
- ・実体がないと疑いが生じた法人関係者が取引に関わっている場合。
- ・犯罪収益移転防止管理官その他の公的機関などから、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合。

以上

#### 【参考資料】

#### ◎ 「納税告知書・領収証書」 サンプル

税関様式C第 1070 号

(第1片)

国税 収納金 資金 領 証 書	納税告知書・領収証書	申告番号	賦課決定第××号	告知第 000 号
(納税者) 住所 千代田区内神田〇-〇-〇 氏名又は名称 地金 太郎 殿 (代理人) 殿 右のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、該当欄に記入のうえ、納付して下さい。 平成 27 年 12 月 17 日 分任国税収納命令官財務事務官 △△税関支署長 山田 次郎	(受入科目) 消費税及び地方消費税	平成 27 年度	(取扱庁名) 東京税関△△税関支署	
	納付の目的 賦課決定	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円 1 5 0 0 0 0 0	
	納期限 平成 27 年 12 月 24 日 限	延 滞 税		
	納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は歳入代理店	合 計 額	￥ 1 5 0 0 0 0 0	
上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日 (領収者)			領 収 日 付 印 出納 <input type="checkbox"/> 銀行 27. 12. 17 △△出張所 鈴木	

納税者交付用 ㊤-1

注) 免税範囲(20 万円)を超える金地金を携帯して輸入した場合、税関に「携帯品・別送品申告書」を提出して、消費税を支払う必要があります。消費税を支払った証明として「納税告知書・領収証書」を受け取ります。